

平成29年度 東京都女性活躍推進大賞 応募要領

東京都では、全ての女性が意欲と能力に応じて、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて、女性の活躍推進に取り組む企業や団体及び個人に「東京都女性活躍推進大賞」を贈呈しています。

この度、平成29年度の東京都女性活躍推進大賞の候補者を募集します。

1 応募対象

(1) 企業や団体（公募）

以下に掲げる区分の中で、都内に本社又は主たる事業所を置く企業や団体（以下「団体等」という。）のうち、「3 対象となる取組（1）」に定める取組について、顕著な功績を上げた団体等又は他の団体等の模範となるような活動を行った団体等

なお、過去に東京都女性活躍推進大賞を受賞された団体等は御応募いただけません。

< 区分 >

- | | |
|-----------|--|
| ① 産業分野 | 企業 |
| ② 医療・福祉分野 | 医療や福祉関係の業務を行う機関・団体 |
| ③ 教育分野 | 教育機関・団体 |
| ④ 地域分野 | 特定非営利活動法人（NPO 法人）、町会、自治会、マンション管理組合等、地域を拠点に事業等を実施している団体 |

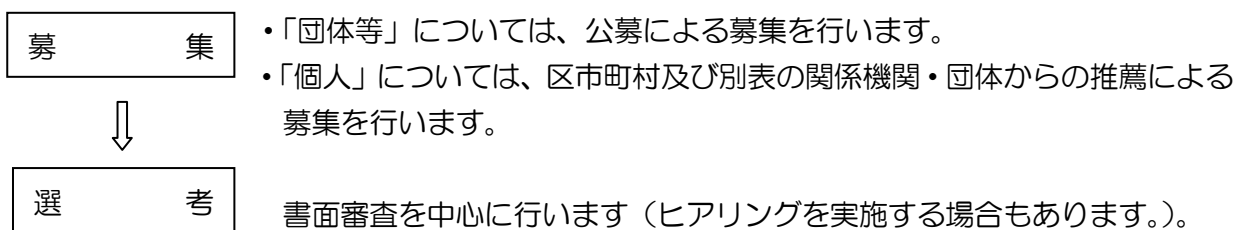
※ 労働関係法令等に関し重大な違反がある団体等及びその他の法令上又は社会通念上、東京都女性活躍推進大賞を贈呈するに当たってふさわしくないと認められる団体等を除く。

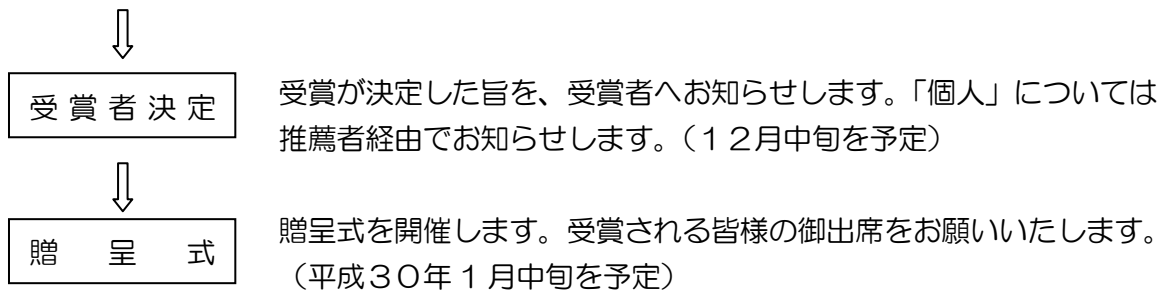
(2) 個人（推薦）

都内に居住又は在勤する方のうち、「3 対象となる取組（2）」に定める取組について、顕著な功績を上げた方で、業界や職場の慣例に捉われず、自らの発想と行動力で功績を上げ、職場の内外に影響を与えるなど、後進の女性の活躍の機会を切り拓いた方

なお、過去に東京都女性活躍推進大賞を受賞された個人は、御推薦いただけません。

2 贈呈までの流れ





3 対象となる取組

(1) 団体等

贈呈の対象となる取組は、以下①～⑩のとおりです。

ただし、活動内容の検討及び決定の段階において男女両性の意見や考え方を取り入れている、又は男女両性が参加及び実施している取組が対象となります。

- ① 企画・方針・意思決定の段階への女性の参画を進め、女性役員やリーダーへの登用や育成を積極的に進めている取組
- ② 女性の活用を経営・活動戦略に組み入れて実行し、社員や構成員の意識改革につなげている取組
- ③ これまで男性が主に配置されていた業務に女性を充て、あるいは女性の業務としていた業務に男性を充てるなど、男女双方の職域を広げることで、付加価値の向上等に結びつけている取組
- ④ 男性の育児・介護への参画を促し、女性の活躍や就業継続を支援している取組
- ⑤ 育児休業や介護休業復帰後も引き続き活躍できるよう、再教育等の制度を整備している取組
- ⑥ 育児休業や介護休業復帰後も引き続き活躍できるよう、短時間勤務制度等の利用がキャリア継続の妨げにならないような仕組みを整備し、運用している取組
- ⑦ パートと正社員、短時間勤務とフルタイム勤務、一般職と総合職の間の相互転換など、能力や状況に応じた多様かつ柔軟な働き方を可能とする取組
- ⑧ 地域におけるネットワークを構築し、育児や介護等の課題の解決を目指しながら、地域の女性を支援していく、あるいは男性の育児参加や地域活動への参加等を促す取組
- ⑨ 女性の視点や感性を生かした生活と仕事の調和につながる商品の開発等を実現した取組
- ⑩ その他、女性の活躍推進に係る取組

(2) 個人

贈呈の対象は、御本人の実績等により、組織の内外で「(1) 団体等」に記載の①から⑩までの取組を促進する強い影響を与えた方です。性別及び団体等への所属は問いません。

<参考> 団体等について審査する際の視点

団体等への贈呈に当たっては、以下の視点により審査を実施します。

第1 産業分野

- (1) 自社・団体の特性を踏まえた取組か。あるいは、自社・団体の今までの特性を打破する取組か。
- (2) 経営トップのリーダーシップの下、行われている取組か。経営トップの関与があるか。
- (3) 女性活躍推進に係る取組を行うための推進体制が確保されているか。
- (4) 社員が十分に活用しやすく、かつ能力の発揮を促す取組か。
また、実際に活用され、かつ職場における生産性向上等の効果・実績を挙げている取組か。
- (5) 女性活躍推進やライフ・ワーク・バランスを進める上で、社員の意識の改革に資する取組か。
- (6) 女性の視点や感性を踏まえた商品・サービスの開発につながる取組か。
- (7) 同じ業界内において、又は業界を超えても、他の企業や団体に影響を与え、かつ模範となる取組か。

第2 医療・福祉分野

- (1) 団体の特性を踏まえた取組か。あるいは、団体の今までの特性を打破する取組か。
- (2) トップのリーダーシップの下、行われている取組か。トップの関与があるか。
- (3) 女性活躍推進に係る取組を行うための推進体制が確保されているか。
- (4) 職員が十分に活用しやすく、かつ能力の発揮を促す取組か。
また、実際に活用され、かつ職場における生産性向上等の効果・実績を挙げている取組か。
- (5) 女性活躍推進やライフ・ワーク・バランスを進める上で、職員の意識の改革に資する取組か。
- (6) 女性の視点や感性を踏まえた商品・サービスの開発につながる取組か。
- (7) 他の団体に影響を与え、かつ模範となる取組か。

第3 教育分野

- (1) 団体の特性を踏まえた取組か。あるいは、団体の今までの特性を打破する取組か。
- (2) トップのリーダーシップの下、行われている取組か。トップの関与があるか。
- (3) 女性活躍推進に係る取組を行うための推進体制が確保されているか。
- (4) 教職員、学生（特に女子学生）が十分に活用しやすく、かつ能力の発揮を促す取組か。
また、実際に活用され、かつ職場における生産性向上等や学生の教育への効果・実績を挙げている取組か。
- (5) 女性活躍推進やライフ・ワーク・バランスを進める上で、教職員や学生の意識の改革に資する取組か。
- (6) 男女平等参画に関する講座、ライフ・ワーク・バランスに関する講座、キャリア講座等の女性活躍推進に寄与する授業を積極的に設けているか。
- (7) 他の団体に影響を与え、かつ模範となる取組か。

第4 地域分野

- (1) 地域の特性を踏まえた上で、取組に女性の視点等を反映させているか。
- (2) 地域への波及効果の大きい取組か。
- (3) 地域の住民参加、特に女性の参加を促し、実際の効果を挙げた取組か。
- (4) 地域で抱える介護や育児などの課題の解決に効果を挙げた取組か。
- (5) 女性だけでなく、男性の地域活動や育児への参加を促す取組か。
- (6) 他の地域や地域団体等に影響を与え、模範となる取組か。
- (7) 介護や育児などの課題解決に向けて、地域のネットワーク形成を支援する取組か。
- (8) (特定非営利活動法人の場合)事業報告書等の提出など、法で定められた諸手続きを経ているか。

4 東京都女性活躍推進大賞の種類

東京都女性活躍推進大賞の種類は、次のとおりです。

- 東京都女性活躍推進大賞
団体等…各分野 1 団体程度
個人…1 名程度
- 東京都女性活躍推進大賞 優秀賞
団体等…各分野 1～2 団体程度
個人…1～2 名程度

5 応募・推薦方法等

(1) 応募締切

平成29年8月31日(木)

(2) 提出書類

【団体等】

- ① 東京都女性活躍推進大賞応募申込書(※応募区分により様式が異なります。)
- ② 応募団体等の定款、寄付行為又はこれに類する規約等(写し)
- ③ 応募する団体等の役員構成、沿革、概要が分かる書類
- ④ 応募する取組の概要が分かる書面やパンフレット

※応募に当たって、従業員数や職員数、売上金額などの規模による制限はありません。

【個人】

- ① 東京都女性活躍推進大賞推薦書
- ② 受賞候補の方が関わった取組や実績について、概要が分かる書面やパンフレット

(3) 提出方法及び提出先

電子メール又は郵送にて御提出ください。

【郵 送】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都庁第一本庁舎 17 階
東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課 「女性活躍推進大賞」担当

【メール】

S0000578@section.metro.tokyo.jp

※ 件名に「女性活躍推進大賞」の文言を入れてください。

6 受賞者の決定

応募があった団体等、推薦のあった個人の中から、有識者等で構成される審査会の意見を聴取した上で、知事が決定いたします。

7 贈呈式

贈呈式は、平成30年1月中旬に開催する予定です。

<平成28年度 贈呈式の様子>



<https://www.youtube.com/watch?v=E0pNLQPPWco>

8 受賞の特典

- 大賞、優秀賞ともに賞状及び楯を贈呈します。
- 「東京都女性活躍推進ポータルサイト」等のWebサイトや、その他各種広報により、受賞及びその取組を、東京都から広く発信します。
- 新聞や就職情報サイト等のメディアにも掲載し、取組を紹介していきます。
- 東京都の公共工事や業務委託契約等（総合評価方式）において、受賞実績が加点評価される場合があります。
- 受賞者のホームページなどで広報することができます。

9 その他

- 贈呈式は公開で実施します。
また、メディアの取材が入る可能性があります。
- 贈呈式で撮影された写真や動画、取組内容について、賞の発信や広報等で活用させていただきますことがあります。
- 御提出いただいた書類等は、返却しませんので、あらかじめ御了承ください。
- 御提出いただいた書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他関係法令を順守します。

【問合せ先】

東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課

住所：〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

電話：03(5388)3189 FAX：03(5388)1331

E-mail：S0000578@section.metro.tokyo.jp